

美郷町指定文化財に指定しました 水神碑(恵澤之碑)

町教育委員会ではこのたび、「水神碑(恵澤之碑)」を町指定文化財(有形文化財)に指定しました。

この水神碑は、江戸時代の金沢西根地区の地勢や水利の状況、横手川からの用水確保に努力した先人の功績が克明に記され、郷土の歩みと農業の進展を示す貴重な歴史資料です。また、建立以来160有余年経つ今日も、毎年5月18日に祭祀が執り行われ、語り継がれていることから、町指定文化財として保存継承する必要があるものとなりました。

なお、指定にあたっては、美郷町文化財保護審議会(森本彌吉会長、委員9名)でご審議いただきました。

名 称 ● 水神碑(恵澤之碑)

所 在 地 ● 美郷町金沢西根字上石町59番地 石町神明社境内

指定年月日 ● 平成30年5月18日



問 町教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040

平成30年度 第2回学友館特別展 「水彩連盟秋田支部 美郷町展」

町学友館では、町教育委員会と水彩連盟秋田支部との共催による展覧会「水彩連盟秋田支部 美郷町展」を、右記の期間で開催します。

県内在住の会員4名で活動されている水彩連盟秋田支部。同支部としては初めての展覧会となる本展は、会員4名の作品約50点を展示する予定です。皆さまのご来館をお待ちしています。

期 間 ● 8月26日(日)～9月17日(月・祝)

開館時間 ● 午前9時～午後5時
(ただし、入館は午後4時30分まで)

休 館 日 ● 毎週月曜日(ただし、9月17日(月・祝)は開館)

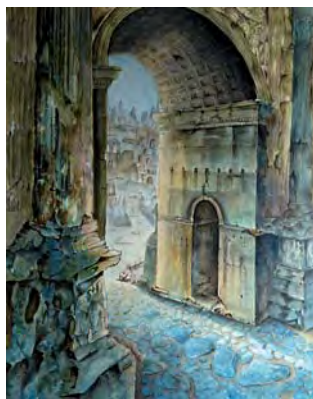
観 覧 料 ● 一般300円
※15名以上の団体は1名につき200円
※高校生以下は無料



■ 齊藤明美「黙す」



■ 中道文雄「追憶」



■ 平賀富美子「ローマ心象」



■ 三谷綾子「果凜」

問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

総 務 課

美郷町鑓田コミュニティセンターの管理人が変わりました

管理人の交代に伴い、8月1日(水)から使用申請書の提出先が変わりました。使用する3日前までに管理人へ使用申請書を提出するようご協力をお願いします。

【新管理人】

篠塚 忠男 さん (美郷町鑓田字庚塚17番地8)
☎0187(84)1879 または ☎090(4889)9339

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

平成31年度町民税・県民税から 配偶者控除・配偶者特別控除が一部改正されます

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われました。平成31年度の町民税・

県民税(平成30年中の所得に対する課税分)から、次のとおり改正されます。

■改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

(上段の㊦は町民税・県民税における控除額、下段の㊦のかつこ内は所得税における控除額となっています。)

			納税者本人の合計所得(給与収入に換算した額)			
			900万円以下 (1,120万円以下)	～950万円 (～1,170万円)	～1,000万円 (～1,220万円)	1,000万円超 (1,220万円超)
(給与収入に換算した額) 配偶者の合計所得	配偶者控除	老人(※)	㊦ 38万円 所 【48万円】	㊦ 26万円 所 【32万円】	㊦ 13万円 所 【16万円】	控除適用なし
		一般	㊦ 33万円 所 【38万円】	㊦ 22万円 所 【26万円】	㊦ 11万円 所 【13万円】	
	配偶者特別控除	～85万円 (～150万円)	㊦ 33万円 所 【38万円】	㊦ 22万円 所 【26万円】	㊦ 11万円 所 【13万円】	
		～90万円 (～155万円)	㊦ 33万円 所 【36万円】	㊦ 22万円 所 【24万円】	㊦ 11万円 所 【12万円】	
		～95万円 (～160万円)	㊦ 31万円 所 【31万円】	㊦ 21万円 所 【21万円】	㊦ 11万円 所 【11万円】	
		～100万円 (～166万7,999円)	㊦ 26万円 所 【26万円】	㊦ 18万円 所 【18万円】	㊦ 9万円 所 【9万円】	
		～105万円 (～175万1,999円)	㊦ 21万円 所 【21万円】	㊦ 14万円 所 【14万円】	㊦ 7万円 所 【7万円】	
		～110万円 (～183万1,999円)	㊦ 16万円 所 【16万円】	㊦ 11万円 所 【11万円】	㊦ 6万円 所 【6万円】	
		～115万円 (～190万3,999円)	㊦ 11万円 所 【11万円】	㊦ 8万円 所 【8万円】	㊦ 4万円 所 【4万円】	
		～120万円 (～197万1,999円)	㊦ 6万円 所 【6万円】	㊦ 4万円 所 【4万円】	㊦ 2万円 所 【2万円】	
		～123万円 (～201万5,999円)	㊦ 3万円 所 【3万円】	㊦ 2万円 所 【2万円】	㊦ 1万円 所 【1万円】	
123万円超 (201万5,999円超)		控除適用なし				

※平成30年12月31日現在で配偶者の年齢が70歳以上の方

ポイント
改正の

●納税者本人の受ける控除額の変更

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、76万円(給与収入141万円)未満から123万円(給与収入201万5,999円)以下に引き上げられました。

●納税者本人の所得制限の創設

納税者本人の合計所得金額が900万円(給与収入1,120万円)を超える場合は、控除額が段階的に減少・消失する所得制限が設けられました。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

教育推進課

「就学や教育に関する相談会」のお知らせ

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとおり開催しますので、お気軽にご相談ください。
※できるだけお子さんと一緒にお越しください。

開催日時●9月20日(休) 午前10時～午後3時
会 場●美郷町北ふれあい館(土崎字上野乙)
申込期限●9月6日(休)
申込方法●下記まで電話でお申し込みください。

問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)1112